

「再商品化委託料金の支払」について

特定事業者の皆様がご負担する費用は、リサイクルコストに充当される「再商品化実施委託料金」と容器包装リサイクル法の改正に伴い創設された市町村への資金の拠出に充当される「拠出委託料金」があり、平成20年度以降は「再商品化実施委託料金」と「拠出委託料金」をあわせて「再商品化委託料金」と総称しております。

＜令和3年度再商品化実施委託料金の支払＞

特定事業者の皆様がお支払いになる「再商品化実施委託料金」は、当該年度の年間でお支払いになる「再商品化実施委託料金」の総額（税抜）に応じて、以下の方法により、お支払いいただくことになります。

再商品化実施委託料金総額（税抜）	支払方法	4月	7月	10月	1月	申込用紙1における記載
3千万円以上	2分割	50%	50%	—	—	1
	4分割	40%	30%	15%	15%	2
10万円超、 3千万円未満	一括払	—	100%	—	—	3
	3分割	—	50%	25%	25%	4
10万円以下	一括払	—	100%	—	—	5

注1) 前年度以前の再商品化委託を申し込まれている方で、精算金（余剰金・不足金）が発生した場合には、7月にお支払いの再商品化委託料金に加減して請求いたします。それでもまだ余剰金が残存する場合は、次回以降お支払いの再商品化委託料金と順次相殺します。

注2) 万一、協会が定めた申込期限に申込書の提出が遅れた場合、分割払いの支払金額を合算のうえ請求させていただきますのでご了承ください。

＜令和2年度拠出委託料金の支払＞

拠出委託料金の支払方法は、令和3年7月末日の一括払いとなります。

この拠出委託料金も再商品化実施委託料金同様、予定（見込み）でいただいておりますので、令和4年7月に精算を実施いたします。令和2年度の拠出委託料金は、既にお申込みいただいている令和2年度の「再商品化委託申込量」に「令和2年度拠出委託単価」を乗じて当協会にて計算の上、ご請求させていただきますので、新たな手続きは不要です。

※なお、再商品化実施委託料金と拠出委託料金につきましては、余剰金、不足金が生じた場合、交互に計算し、加減調整することができるものとします。

＜特定事業者が当協会（指定法人）に支払う再商品化委託料金の税務上の取り扱いについて＞

特定事業者の皆様が当協会（指定法人）に支払う再商品化委託料金の税務上の取り扱いに関しましては、支出した日の属する事業年度の損金として処理されるようお願い申し上げます。

なお、決算日以降に支払いが予定されている再商品化委託料金を、未払金として決算処理することはできませんのでご注意ください。